

# 観光ルネサンス補助制度(地域観光振興事業費補助金)の概要

## 目的

外国人観光旅客の来訪を促進するため、地域で観光振興に取り組む民間組織(公益法人、NPO法人、第三セクター等)の事業に要する経費の一部を国が補助することにより、アイデアとやる気に満ちた民間による、国際競争力のある観光地づくりを促進することを目的とする。

## 補助対象事業

補助対象となる事業は、外客誘致法に基づき、市町村の認定を受けた民間組織(ATA:エリア・ツーリズム・イニシアティブ)が自ら事業主体として実施する以下のような事業(外客誘致法に定める「地域観光振興事業」)で、国土交通大臣の認定を受けたもののうち、特に優れたものとして国土交通省で補助採択した事業である。

教養文化施設・休憩施設・体験施設・観光案内所・案内標識その他の施設の整備・運営に関する事業  
お祭り、各種イベント等の催しに関する外客対応事業  
外国人をターゲットにしたバス事業、遊覧船事業等の運送事業  
海外向けの宣伝に関する事業  
外国人の接遇の向上に関する事業(研修など)  
その他(地域ブランド商品の開発、外貨両替所の開設など)

## 補助率等

補助対象経費の40%を上限とする。

### 【注】

- (1) 国の予算状況や他の事業との調整などにより、補助率が40%を下回る場合がある。
- (2) 事業収入がある場合は、その額を補助対象経費から控除する。
- (3) 事業費のうち、ルネサンス補助金以外の経費をまかなう資金については、民間組織の自己資金、自治体からの補助、民間からの協賛金等、その財源は問わない。現物提供分を金額換算して算入することも原則として可能。  
ただし、他の国の補助金との重複受給は不可。
- (4) 補助採択前に着手していた既存事業とは別の新規事業として位置づけることが必要。

## 事業規模・補助期間

### 1. 補助対象事業の総事業費は、単年度あたりおおむね2,500万円以上

原則として、交付される補助金額が、単年度あたりおおむね1,000万円以上であることが必要であり、補助率は最大40%なので、単年度あたりの補助対象事業の事業費総額が、おおむね2,500万円以上であることが必要。現物提供分を金額換算して事業費総額に算入することも原則として可。

複数の補助対象事業を実施する場合(例:標識設置、人材育成、パンフレット作成の3事業を実施する場合など)は、その事業費の合計額が、単年度あたりでおおむね2,500万円以上であればよい。

### 2. 補助期間は2カ年度

(1) 事業は単年度でも複数年度でも可。

(2) 複数年度にまたがる場合は、補助対象となるのは、平成17年度新規採択案件については採択月も含めて24ヶ月目の月末まで、平成18年度以降に新規採択された案件については、採択年度とその翌年度の2カ年度分が補助対象となる。

## 交付の対象法人

### 1. 法人格

当該民間組織が、以下の法人格のいずれかを有することが必要である。

社団法人又は財団法人

NPO法に基づくNPO法人

その他国土交通省令で定める者(第3セクター等)

### 2. 推進体制等

この場合、当該法人は例えば以下のような事項を満たすことが必要である。

当該法人において事業の実施体制が確立されていること。

当該法人において本件事業に相当期間継続して従事する者がいること。

地域の関係者の協力ないし理解が得られる見込みがあること。

当該事業が適正な手続のもとに公正中立に実施されるものであること。

## 採択予定件数

17年度は、1件当たり1,000万円から2,000万円程度として、全国で10～15件程度採択の予定(国の17年度補助予定額;約1.5億円)

## 補助金の交付審査

### 1. 国土交通省の認定

補助金の交付を受けるには、民間組織が行おうとする事業の具体的な計画（事業計画）が適切であること等について、国が設置する観光ルネサンス事業検討会での検討を経て、国土交通大臣の認定を受けることが必要である。

### 2. 国の認定基準

外国人観光旅客の数が直近の年度において年5%程度増加している地域であり、以下に例示する指標からその地域の観光地としての国際競争力の向上が見込まれるものである場合であって、かつ、当該事業が地方公共団体の行う事業との適切な役割分担のもとに行われるものに限り、補助対象とする。

- ・ビジット・ジャパンキャンペーン地方連携事業に取り組まれているなど、外国人観光旅客の誘致に地域が積極的に活動していること
- ・国内交流人口の増加事業など、その他の観光振興策にも観光地として積極的に取り組んでいること
- ・広域的な連携や農業・水産業その他の地場産業との連携など、他地域・他産業との連携が進められていること
- ・事業実施の資金の確保が明確であるなど、計画の具体性・実行可能性が高いこと

【注】外国人観光旅客の増加率などの統計の取り方等については、所轄の地方運輸局等にご相談下さい。

## 補助申請の前提条件

以下の事項がともに満たされていることが、申請にあたっての前提条件である。

### 1. 外客誘致法に基づく2つの地域計画が定められていること

補助対象事業が実施される地域において、外客誘致法に基づく「外客来訪促進計画」（都道府県が策定）及び「地域観光振興計画」（市町村が策定）が定められていることが必要である。

### 2. 事業構想について市町村の認定を受けていること

民間組織が行おうとする事業の概要（事業構想）が、市町村の定める「地域観光振興計画」に照らして適切であること等について、市町村の認定を受けることが必要である。